

◎新潟県選挙管理委員会告示第28号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、佐渡市選挙管理委員会から、次のとおり取消しがあった旨の報告があった。

平成24年6月15日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定取消年月日
佐渡会館	佐渡市相川三町目浜 町18番地	大会議室	91.20	平成24年6月2日